

子供・若者育成支援推進のための有識者会議（第7回）議事要旨

1．日 時：令和2年1月10日（金）10:00～12:10

2．場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

3．出席者：

（構成員（敬称略））

相原佳子、奥山眞紀子、柿野成美、門田光司、清永奈穂、古賀正義、近藤直司、定本ゆきこ、新保幸男、鈴木みゆき、谷口仁史、土肥潤也、福田里香、藤川大祐、門馬優、山縣文治、山本和代

（ヒアリング対応府省）

困難を有する子供・若者やその家族の支援

児童虐待防止対策

柴田拓己	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長
水田 功	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
鈴木慰人	文部科学省初等中等教育局児童生徒課 課長補佐
野田洋平	法務省大臣官房秘書課秘書課付
渡辺幸次	警察庁生活安全局少年課理事官

子供・若者の成長を支える担い手の養成

田村寿浩	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年企画・青少年支援担当）
小山定明	法務省矯正局少年矯正課長
押切久遠	法務省保護局更生保護振興課長
中島行雄	法務省人権擁護局参事官
柴田拓己	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長
渡辺幸次	警察庁生活安全局少年課理事官
水田 功	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

（事務局）

嶋田裕光政策統括官（共生社会政策担当）、田村寿浩参事官（青少年企画・青少年支援担当）、谷口哲也調査官（青少年企画・青少年支援担当）

4．概 要

古賀座長

おはようございます。ただいまより「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」

の第7回会議を始めたいと思います。

構成員の皆様におかれましては、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。何とぞ今年もよろしく願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は「困難を有する子供・若者やその家族の支援 児童虐待防止対策」と4つ目の重点事項でございます「子供・若者の成長を支える担い手の養成」について、議論を行ってまいりたいと思います。

議事の1つ目は、児童虐待防止対策について、大綱に掲げている施策の点検・評価を行ってまいります。各関係府省からヒアリングを行った後に、政策の進捗状況や課題、今後の方向性について、いつも繰り返し言っておりますけれども、構成員間で忌憚のない議論を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、できるだけ関係府省からのヒアリングは行いますけれども、構成員相互の意見交換に多くの時間を費やしたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

それでは、議事の1から審議を行います。

議事1の点検・評価項目や進行等について、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

困難を有する子供・若者やその家族の支援

児童虐待防止対策

上記について、大綱の記載を事務局から説明(資料1)した後、以下のとおり議論を行った。

1) 関係府省からの説明

児童虐待防止対策(資料2)

厚生労働省

おはようございます。厚生労働省子ども家庭局虐待防止対策推進室長の柴田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

児童虐待防止対策に係る厚労省の取組につきまして、資料2の1ページ目から、点検・評価シートに基づきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、(1)の大綱策定から現在までの主な取組の中の「児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応」についてです。この表にございますのは、これまでの主な取組について、時系列で記載をしているところでございます。

1つ目の ですけども、平成28年の児童福祉法等の一部改正によりまして、全ての

児童が健全に育成されるよう、発生予防から自立支援まで、一連の対策の強化等を図るために、児童福祉法の理念の明確化、母子健康包括支援センターの全国展開、あるいは市町村及び児童相談所の体制強化等の所要の措置を講じています。

2つ目の は、平成29年の法改正によりまして、虐待を受けている児童等の保護を図るために里親委託、あるいは施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して、保護者指導を勧告できることとするなど、児童等の保護についての司法関与を強化する措置を講じています。

平成30年7月20日の関係閣僚会議で決定しました緊急総合対策に基づきまして、未就園で福祉サービスを利用していない子供に地域の目が届くよう、未就園児がいる家庭を訪問するなどの取組を進めております。

次の です。平成30年12月18日に決定しております児童虐待防止対策体制総合強化プラン、これは新プランと呼んでおりますけれども、緊急総合対策に基づきまして、児童相談所、市町村の体制と専門性の強化を図るために、専門職の大幅な増員等につつきまして、2019年度から2022年度までを対象とした計画を策定しています。

次の です。平成31年2月8日に決定しております緊急総合対策の更なる徹底・強化におきまして、児童相談所や学校における子供の緊急安全確認の実施、あるいは要保護児童等の情報の取扱い・関係機関の連携に関する新たなルールを定めることと、児童相談所等の抜本的な体制強化を講ずることとしています。

次の です。平成31年3月19日に決定しております児童虐待防止対策の抜本的強化に基づきまして、児童虐待防止対策の抜本的強化を図ることとしまして、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を提出するととともに、2020年度の予算に向けまして、更なる具体化を講ずることとしております。

これを踏まえまして、1ページ目の最後の でございますけれども、本年度、令和元年ですけれども、児童福祉法等改正法によりまして、児童虐待防止対策の強化を図るために、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化などの所要措置を講じたところでございます。

2ページ目です。またということで、ここの1つ目の の下に 、 、 と書いてございますが、 の乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的として、生後4カ月までの乳児がいる全ての家庭を訪問して、子育て支援に関する情報提供等の把握を行う乳児家庭への全戸訪問事業、 で挙げていますように、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等の養育に関する相談、指導等の必要な支援を行う養育支援訪問事業、 に書いてございますように、妊娠、子育ての不安、孤立等に対応するために、妊娠・出産や子育てに関する悩みなどにつつきまして、相談支援を行う産前・産後サポート事業、 に書いておりますけれども、退院直後の母子に対して、心身のケアとか、あるいは育児のサポートなどを行いまして、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する産後ケア事業、こういった事業の取組を通じまして、児童虐待の早期発見等に努めている

ところでは、

このうちの産後ケア事業につきましては、令和元年の母子保健法の一部を改正する法律によりまして、母子保健法上にも位置づけられまして、各市町村について、実施の努力義務等が規定されているところでございます。

続きまして、「社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくり」についてです。

平成28年度に先ほど申し上げた児童福祉法を改正した際に、家庭養育優先原則を規定しています。

さらに平成30年度には、家庭養育優先原則を徹底するために、小規模化・地域分散化、里親委託の推進、自立支援の推進に向けた取組を含む都道府県社会的養育推進計画策定要領を示しまして、各都道府県においては、今年度末までに計画を策定することとしているところでございます。

さらに国の予算におきましても、児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位における養育支援体制の充実、里親手当の増額、あるいは里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）に対する補助の大幅拡充ということと、退所後の支援などを目的としました社会的養護自立支援事業の創設等に取り組んでいるところでございます。

3ページ目を御覧ください。（2）の取組の進捗に係る自己評価です。ここに載ってございますように、各種数字を載せております。

1つ目は、子育て世代包括支援センターということで、平成31年4月1日時点におきましては、983市区町村が設置をしているということです。

児童相談所に配置する児童福祉司は平成31年4月1日時点では、3,817人となっております。

子ども家庭総合支援拠点につきましては、平成31年4月1日時点で283市町村です。

要保護児童対策地域協議会は、平成29年度時点で1,735市町村です。そこに置かれる調整担当者につきましては、平成29年度時点で8,235名です。

乳幼児家庭全戸訪問事業につきましては、平成29年度時点で1,734市町村です。

養育支援訪問事業は、1,476市町村です。

産前・産後サポート事業は、平成30年度時点で403市町村です。

産後ケア事業は、平成30年度時点で667市町村が実施しています。

地域小規模児童養護施設は、平成29年度で391箇所です。

児童養護施設における小規模グループケア数は、平成29年度で1,352箇所です。

里親等委託率は、平成29年度末で19.7%です。

社会的養護自立支援事業は、平成29年度時点で全実施主体67自治体中40自治体が実施をしているところでございます。

次のページをお開きください。（3）の現在の課題と今後の方向性でございます。1つ目の見出しにありますように、「児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応

について」です。

1つ目の です。令和元年度より、先ほどお話しした新プランに基づいて、児童相談所及び市町村の体制強化に取り組んでおるところでございます、目標が達成されるように、引き続き自治体の取組を支援していきたいと考えております。

また、昨年6月に成立いたしました児童福祉法等改正法や昨年3月に決定した児童虐待防止対策の抜本的強化に基づきまして、児童虐待防止対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

3つ目の ですけれども、令和2年度の予算案におきましては、以下に掲げる経費を盛り込んでいるということで、一部御紹介させていただきます。

子育て世代包括支援センターの全国展開に向けた設置促進や次の児童相談所業務、あるいは子育て家庭総合支援拠点の立ち上げの知見を有する方をアドバイザーとして自治体に派遣する事業の拡充、育児用品を配布するといったことを通じて、保護者が支援を受け入れやすくする取組の支援をする事業の創設等を盛り込んでいます。

また、児童相談所設置予定の中核市、特別区職員の研修の際の代替職員や児童相談所への弁護士の配置促進、採用活動への支援、医師の配置促進、医療機関向けの研修の充実、警察OBの常勤的配置の推進に関する事業の補助単価の拡充について予算上に盛り込んでいるところでございます。

一時保護所の観点では、一時保護所の職員の配置改善、個別対応が必要な子供に対する支援の体制の強化、一時保護職員の処遇改善等の職員に対する抜本的強化や一時保護所の施設整備のハードの面につける費用の補助の抜本的な拡充ということで、具体的には基礎単価の引き上げや個別対応に対応するための整備を行った場合の補助単価の拡充、施設整備を行う際の自治体負担の交付税の拡充等を盛り込んでいるところでございます。

後半の下の部分ですけれども、「社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくり」についてです。

1つ目の に書いていますが、都道府県における社会的養育推進計画の策定を支援するとともに、必要な支援策を検討していきたいと考えております。

次の ですけれども、令和2年度予算におきましては、小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の更なる充実、里親手当の増額、社会的養護自立支援事業の拡充、社会的養護出身者ネットワーク形成事業の創設、児童養護施設などの進学、就職等の自立支援、退所後のアフターケアを担う職員を配置して、退所前後の自立に向けた支援の強化、こういったものの経費を盛り込んでいるところでございます。

文部科学省

39ページを御覧いただきたいと思っております。大綱策定から現在までの主な取組の部分でございますけれども、文部科学省におきましては、厚生労働省を始めとします関係府省

庁と連携しまして、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、さらに虐待を受けた児童生徒等への支援に関する取組を推進しているところでございます。

もう少し具体的にいきますと、1つ目の で、学校や教育委員会等に対しまして、虐待を受けたと思われる児童生徒等を発見した場合に、速やかな児童相談所等への通告や学校、教育委員会から児童相談所等への定期的な情報提供等について、周知徹底をしているところでございます。

2つ目の でございますけれども、そういった早期発見・早期対応がなされますように、学校・教育委員会等向けの虐待対応の手引等を作成しまして、これを周知しますとともに、研修の充実を図っているところでございます。

さらにですけれども、相談体制ということで、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を活用した相談体制の充実を図っています。

最後の4つ目の でございますが、さらに地域の観点からいきますと、子育てに悩みや不安を抱える保護者等に対して、学習機会の提供とか、相談対応、こういったことで、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進しているところでございます。

(2)で自己評価ということでございますけれども、ここに数字がございますように、スクールカウンセラーの配置校数、スクールソーシャルワーカーの配置人数のいずれも増加してあるところでございます。

(3)でございます。今後の方向性というところでございますけれども、学校・教育委員会、市町村・児童相談所等の関係機関、家庭、地域等がより緊密に連携して、児童虐待に対する適切な対応がなされますように、今後とも厚生労働省を始めとします関係府省庁と連携を図りながら、取組を推進してまいりたいと考えております。

41ページには、今までの取組のリストを掲げさせていただいております。その中で太字になっていて をつけているところが、それ以降のページで関係資料をつけてございますけれども、いずれも前回までの中でも御説明させていただいている資料ばかりでございますので、本日、詳細についての説明は、省略させていただきたいと思っております。

法務省

私からは、法務省におけます児童虐待防止に係る主な取組につきまして、大綱の構成を踏まえつつ、子供の権利擁護、児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応、社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくりの3項目につきまして、御説明をさせていただきます。

資料は47ページになります。1点目でございます。子供の権利擁護に関して、御説明いたします。昨年6月に成立いたしました児童福祉法等の一部を改正する法律の附則におきましては、施行後2年を目途としまして、懲戒権を定めました民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるとされております。

これを受けまして、法務省におきましては、法制審議会に設置されました民法（親子法制）部会におきまして、懲戒権に関する規定の見直しについて、調査審議が進められているところをごさいます、こちらにつきましては、48ページの（3）のところに書かせていただいておりますけれども、令和3年度中を目途としまして、法制審議会における要綱の取りまとめを目指しているところをごさいます。

47ページに戻っていただきまして、児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応について、御説明いたします。

1つ目といたしましては、法務省の人権擁護機関では、児童虐待を始めとする子供の人権問題について、相談に応じております。その中でも、全国の小中学生を対象とした子どもの人権SOSミニレターの配布等を通じて、児童虐待などの被害の早期発見、解決に取り組んでいるところをごさいます。

その実績等につきましては、48ページの（2）の上段部分にあります、様々に取り組んでいるものの実績を書かせていただいております。SOSミニレターの実績につきましては、平成30年度のものとしたしまして、虐待に関するものとして、相談件数が541件となるなど、これらの取組については、一定の成果を収めているものと認識しております。今後もさらに子供が相談しやすい相談体制の整備に向けて、検討していきたいと考えているところをごさいます。

47ページにお戻りいただく形になって恐縮でございますが、3番目の少年鑑別所、法務少年支援センターという名前で活動させていただいておりますが、この取組について、御説明いたします。法務少年支援センターにおきましては、地域社会の非行、犯罪の防止に向けた地域援助と呼ばれる取組を行っておりまして、その中におきまして、地域の少年や保護者等からの相談への対応を通じて、関係機関と連携しつつ、児童虐待の早期発見・早期対応に努めているところをごさいます。

その実績につきましても、48ページに記載させていただいておりますけれども、地域援助の実施件数につきましては、年々増加しておりまして、平成30年には10,084件となっております。今後も地域の関係機関等との連携を維持・強化しつつ、児童虐待の早期発見等に資するよう、地域援助を引き続き推進してまいり所存でございます。

47ページの4、日本司法支援センター、通称法テラスにおける取組についてでございます。平成30年1月に全面施行されました改正総合法律支援法、これが法テラスの業務の根拠法でございますけれども、この改正法に基づきまして、児童虐待事案等についての法律相談援助を実施しているところをごさいます。

これらの実施件数につきましては、48ページに記載させていただいておりますが、運用を開始しました平成30年1月24日から令和元年9月末日までの速報値でございますけれども、児童虐待被害者に対するものとして、36件でございます。法テラスにおきましては、引き続き関係機関と連携しながら、児童虐待被害者に対する法律相談援助を着実に進めていくこととしているところをごさいます。

戻りまして、47ページの5でございます。検察当局におきましては、平成27年10月から、警察及び児童相談所との連携強化の取組といたしまして、児童虐待の被害児童等の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取する取組、代表者聴取と呼んでおりますが、こういった取組を実施しているところでございます。

その実績につきましては、48ページに記載させていただいておりますけれども、直近で集計いたしました平成30年4月1日から同年9月30日までの期間におきましては、699件の代表者聴取が実施されております。検察当局におきましては、引き続き、関係機関と連携し、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、代表者聴取の適切な運用に努めていくこととしているところでございます。

そのほか、戻りまして、47ページでございますが、6として書かせていただいております少年院や保護観察所におきましては、非行少年等を扱っているわけでございますけれども、その中には、被虐待経験を有する者もおりますので、そういった者への適切な指導、支援等にも取り組んでいるところでございます。

最後の社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくりについて、御説明いたします。7番目でございますけれども、昨年6月に成立いたしました民法等の一部を改正する法律におきましては、特別養子制度の利用を促進する観点から、この特別養子制度の見直しを行いました。

今後でございますけれども、本年4月が改正法の施行でございます。この改正法の施行に向けまして、関係省庁との協力の上で、引き続きこの改正法、また、特別養子制度自体の周知にも、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

法務省からの説明は以上となります。

2) 意見交換

古賀座長

それでは、これまでの関係府省の説明を踏まえまして、政策の進捗状況や課題、今後の方向性について、意見交換を45分程度行ってまいりたいと思います。

御意見は、説明いただいた省庁との一問一答というよりも、できるだけ構成員間の意見交換という形で進めたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

最初にまず、どうしても確認したいという御質問がありましたら、それをお聞きした上での意見交換という流れにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。議事1の説明に対して、どうしてもという御質問がありましたら、お手を挙げていただきたいと思います。

福田構成員

文部科学省さんにお伺いしたいのですけれども、39ページの大綱策定から現在までの

主な取組（１）の４つ目の で、地域における話をいただいたと思うのですが、こちらで保護者に対するケアが大切だと感じたので、少し教えていただきたいのですけれども、学習機会の提供や相談対応など、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進しているというお話をいただきました。これの具体例ですが、具体的にどのような取組をされているのか、お分かりでしたら教えていただければと思います。よろしくお願いします。

文部科学省

45ページを御覧いただければと思います。地域における家庭教育支援基盤構築事業というものでございます。前回、同様の資料で御説明させていただいたのですけれども、基本的には行政の役割として、家庭教育支援ということがございまして、それも自治体があるまま直接講座等を行う場合もあるわけですが、特に文部科学省の事業として行っておりますのは、自治体内で例えばPTAの関係者とか、子育て経験者とか、地域にいらっしゃる元教員、こういった方々を中心としたチームをつくっていただいて、そのチームでもって様々な活動をしていただくことを進めているところでございます。

このため、中ほどの3色のところでございますけれども、その中でチームリーダーとなっていただく方を養成していく。研修していきながら、まとめていただく必要がございます。そういったところでの補助です。中ほどにあります家庭教育支援体制の構築ということで、実際にチームを組織化していき、さらにそういった中で、家庭教育を支援する取組として、学習機会、子育ての在り方、虐待防止、そういった形で講習会的なことを行います。2つ目にあります親子参加型行事ということで、お子さんと一緒に、学校の空いている部屋であったりとか、保健所とか、様々な場所がありますけれども、そういったところで親子の活動をします。さらに3つ目として、相談対応とか、情報提供、こういったことを行ってございます。

地域によっては、学校の中の一室をそういったチームの部屋として確保していただきながら、常に保護者の方がいらっしゃれば、その相談に応じるとか、そういった活動が行われているところでございます。こういったものを基盤としまして、子育てが困難な家庭に対しても、待つだけではなくて、できるだけ自分たちから出ていくような活動の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

福田構成員

お聞きしたかったのは、いろんな体制を組まれると思うのですけれども、保護者の方は、自分からどこに言っていいのか分からないと思ひまして、そういったチームの方が、支援が必要と思われる家庭にお声がけをされているのか、どんな形で周知をされているのか、もしお分かりでしたら、お願いします。

文部科学省

周知としては、もちろん学校を通じてなど、様々な形でパンフレットを配ったりということはあるのですが、おっしゃるとおり、危なそうなどいいますか、支援が必要な方ほど、講座とか、活動には出てきていただけないケースが多いわけでございます。

ポンチ絵の中のちょうど赤枠でくくった部分の右下で、保護者に寄り添うアウトリーチ型支援ということで、自宅、学校、企業等に出向いて、個々の保護者に届ける支援ということで、行ってその場ですぐにお会いして、細かい話までというのは難しいかもしれませんが、こういったことをしていますということで、まずチームから出向いて行って、情報をお届けするということをしているところも一部ございますので、そういった活動を広げていけるように、取組を促進していきたいと考えております。

福田構成員

ありがとうございます。

別途お聞きするかもしれませんが、企業等に出向いてというのは、全くお聞きしたことがなかったので、もし具体例があれば、また教えてください。

門田構成員

厚生労働省にお尋ねしたいのですが、4ページの(3)現在の課題と今後の方向性のところで、2つ目の の になりますが、地域における児童虐待防止等も含めた要保護児童対策地域協議会がとても重要だと思うのですが、現状、御存じのように、定期的な情報共有で終わってしまう会議もあれば、支援を展開されているところもあると思うのですが、ここで挙げていらっしゃる効果的な運営ということに対して、少しお教えいただければと思っております。よろしく申し上げます。

厚生労働省

御指摘いただいた要対協の活用につきましては、児童虐待防止対策の抜本的強化について と表題がついている17ページの(3)市町村の体制強化の で、要保護児童対策地域協議会の充実強化と書いています。

それを踏まえて、先ほど御指摘いただきました4ページに記載のある要保護児童対策地域協議会が効果的な運営をできるように、調査研究事業においてガイドラインを作成することとしております。今の御指摘の課題も含めて、課題に対する対策といいたしうか、効果的に要対協を運用していくためにどのような課題があって、どうやったらその課題に対応できるのかということ、今年度、調査研究を実施し、ガイドラインを作成するというところで検討を進めています。具体的にこの場でつまびらかにお話しすることは難しいのですが、まさに今年度、このような調査研究を推し進めているところでございます。御指摘ありがとうございます。

門田構成員

関連してなのですが、家庭情報の共有ということで、新ルールを緊急総合対策でつくられています、これについては、個人情報保護法との関係ではどんなふうになっていると考えたらよろしいのでしょうか。

厚生労働省

個人情報保護はこれまでも定められておりましたけれども、今回の児童福祉法改正におきまして、今の切り口とは別の観点かもしれませんが、改めて児童福祉法上もしっかりと守秘義務を規定した上で、現場での情報共有にも配慮した形で措置を講じているところです。

古賀座長

どうもありがとうございました。

それでは、御質問がほかにあればですが、このままこの議題についての意見交換に進んでいきたいと思っておりますので、どうしてもお聞きになりたい点があれば、そこでも確認していきましょう。

それでは、御意見のある方、御発言をお願いしたいと思います。

藤川構成員

私は、学校教育に携わっておりますので、学校の立場から4点ほど申し上げたいと思います。時間も限られているので、ざっといきます。

1点目は、児童相談所の子供たちが入ったときの生活環境の問題です。子供たちに聞きますと、例えば学校に通いたくても通えない、児童相談所の中の子供たち同士の間関係ですごく苦労するといったことが、一時保護された子供が再度一時保護の必要性があったとしても、児童相談所に保護されたくないという意思表示をする者がおります。ですから、これも千差万別なのでしょうけれども、児童相談所の生活環境の在り方について、議論をしていただきたいと思っております。

2点目は、児童相談所の組織です。これについては、資格化などの検討をされていると伺っておりますが、学校で幾つかの児童相談所の方とやりとりをさせていただきますと、児童相談所によってかなり違う印象を受けます。つまり専門性であるとか、経験に差があり、一部は学校の先生が特に専門性もないのに、児童相談所に一時的に勤務になっていたりするようなケースも見られまして、児童相談所にも担当が増えている中で、人材の確保が困難だろうとは思いますが、深刻な案件であるにも関わらず、どうしても専門性が高い方に対応していただけないケースがかなりあるように思えますので、このあたりをどうしていくのかということは、論点にしていきたいと思っております。

3点目です。物理的な暴力以外の虐待案件の対応の難しさについて、申し上げます。

例えばネグレクトであるとか、親の間でのDV、子供には直接被害がない場合であるとか、最近、教育虐待と言われますが、親の期待が高過ぎて、塾などに長時間通わせて、睡眠不足になりながら勉強をさせられるという案件です。こういったものと、児童相談所に動いてもらいづらいところがあり、しかし、学校では対応に苦慮することがございますので、こういった明らかに暴力の被害ということがないような案件についてどうするのかについて、いろいろな議論はされているのだと思いますが、まだまだ課題があると思いますので、ぜひ議論をお願いしたいと思います。

最後、4点目でございますが、児童虐待の被害を予見する手法の検討です。具体的には一部の研究者の方に伺っていますが、成績の低下が見られるとか、遅刻が増えているとか、体調不良を頻繁に訴える、こういったお子さんの中に、後に児童虐待の被害が判明するケースが非常に多いと聞いております。つまり児童虐待としていきなり現れてくるわけではなくて、お子さんとしてはどう訴えていいか分からないですし、本人も虐待という認識がない場合が多いです。しかし、違う問題が出てきて、よく掘り下げると、児童虐待が背景にあったというケースが非常に多いです。これは様々な研究でもかなり明らかになっていると聞いております。こういった児童虐待が予見できるような情報についての取扱いは、まだまだ普及していないように思われますので、早期対応のために、こういった予見できるようなデータへの対応なども議論していただければ幸いです。

以上、4点でございます。よろしくお願いたします。

古賀座長

いかがでしょうか。虐待の予見というか、虐待されている子供たち側も、家庭を大事にしたいと思って語らないことは、いろんな研究でよく指摘しているところですし、ましてやネグレクト的な間接的虐待とでもいうのでしょうか、そういったものは、ますます口にしにくいという問題があると思います。

定本構成員

私は医療と法務省の立場ではありますが、教育委員会の依頼で、学校現場の相談によく携わっています。本当に感じるのは、学校に虐待通告をされている子供たちがいっぱいいるのにもかかわらず、児童相談所との連携がうまくいっていないというか、通告されているのだけれども、どうしたらいいのでしょうかと、私に相談が来るのです。見ていますと、虐待の子供とか、親というのは、日常的な瞬時というか、タイミング良く連絡をとりながら、必要なときの介入のタイミングがすごく大事だと思うのですが、児童相談所にぱっと連絡したいというパイプがまだまだうまくできていないのです。

学校現場を見ますと、担任の先生は、ますます仕事が多いし、管理職の先生も忙しく

て難しいし、同じことをいつも言っていますけれども、スクールソーシャルワーカーを増員していただいているのは、すごくありがたいのですが、常勤でなければ、1週間に1回では動けないと思うのです。常勤でスタッフとしているということは、その学校の中での重みというか、存在感というか、虐待の予兆とか、サインについても、ちゃんと把握していて、何かあったら福祉的な視点がありますから、学校の先生は、教育学部を出て、教育の視点を持って、学校の勉強を教えることが中心の仕事だし、その仕事に集中していただきたい気持ちがいっぱいあって、福祉的なセンスを持って連携を重ねることが、今の学校の一番大事なことで、必要で足りないことだと思うので、スクールソーシャルワーカーを常勤で、1校でも、2校でも、試行的に置いていただきたい。その人の働きを見ながら広げていただきたいということが、すごく願いとして強くあります。

もう一点なのですが、法務省と厚労省の連携についてなのですが、私は法務省で子供たちを見ていて、若年の妊産婦さんが一番多い現場だと思うのです。多くは中絶ということになります。法務省まで来なくても、町の産婦人科に聞くと、中絶は多いのです。少子化がすごく問題になっている中で、本当に中絶が多いです。もちろん中絶をする権利はありますけれども、10代で出産しようという気持ちになって、頑張っていこうという子たちもいるのですが、その中でどこに相談していいのかわからない、保護者も無理だし、諦めてもらう。本当に孤立して、しかも、学校も文科省もそういう若年の妊産婦に優しいとは言えないです。女性のほうがすぐに退学になります。

本気で少子化を防いで、厚生労働省も、特に困っている妊産婦への相談事業を展開していただいているわけですから、若年妊産婦に目を当てて、しかも、文科省も一緒になって、そういう人たちを守って、もし産みたいという希望がある場合は、本当に集中的に支援する、それを実現して、永続的な子育て支援をしていただくと、もっと幸せになる親子が増えると思うのです。

私は、法務省もすごく熱心に頑張っていることをよく知っているのですが、鑑別所の人間として、地域で頑張っていることも知っていますが、思春期以降の人たちしか見ていないので、乳児期や学童期の子供たちと成育環境については、知らないのです。だから、もっとこうやって地域援助をしながら、勉強していくことが大事だし、それと同時に、思春期の女の子たちが妊娠・出産するときの支援にもっと厚労省とか、母子保健とか、児童福祉の人たちの協力を得ることが大事だし、児童福祉の人たちの外に出てからの支援に、スムーズにつなげることが必要なので、今、非常勤のソーシャルワーカーがいろんな法務省の施設に行っているのですが、常勤で、いろんな意味で外に出て福祉のお世話になってほしい人たちがいっぱいいるので、特に若年妊産婦の場合は、よりたくさんのケアを必要としますので、常勤の福祉のスタッフが必要だと思っています。

古賀座長

擁護できない親の側もあるということで、これは逆に言うと、擁護できない親を抱えざるを得ない家族形態の変容が大きいということでもあって、この点も考える必要があると思います。

奥山構成員

今の座長のお話とも通じると思うのですが、2000年に児童虐待防止法ができて20年たっているのです。その前から考えると、大体虐待ということで、みんないろんなことをやり出してから30年たっている中で、決して良くなっていないのはなぜなのだというのを、もう一度、全体的に考え直さなければいけない時期に来ているのではないだろうかと思います。

今、おっしゃったように、家族の形態が明らかに変化してきている。共働きが非常に勢いで増えてきている流れがあったり、DVに対する対策も、内閣府でDVの対策をやっていて、厚労省で虐待の対策をやっていて、その辺がうまくつながっていない問題もあります。もう1つ大きな議論の流れの中で、どうしても突破できなかったのが虐待問題の司法関与です。ほかの国では、ほとんど司法関与が最初からあるわけです。児童の権利条約第9条には、行政だけで親から分離してはいけないと書いてあるにもかかわらず、権利条約違反の状態が日本では続いている状態にあるわけです。

細かいところはすごくやってきてくださっていますし、一生懸命みんなが進めてきた、私も一生懸命やってきたつもりですが、決して良くなっていないのは一体なぜなのかということ、大きな視野で、上記の点も含めて、もう一度、立ち止まって考えるべきときに来ているのではないかと思います。

1つ私が大きいと思うのは、1994年に児童の権利条約を批准しています。虐待は子供への権利侵害の最たるものです。その権利侵害がなぜ起きるのか、社会として子供の権利を守らなければいけないのだという意識が、余りにも少な過ぎると思っています。学校の先生で児童の権利条約を知って学んでいる方が何パーセントいるのかというのは、すごく疑問を持っていますし、もっと言えば、子若法が一番先に児童の権利条約を書いた法律だったと思うのですが、児童福祉法に入ったのは、平成28年ということで、もう二十数年たって、初めてそこに権利条約のことが入れられました。教育基本法には何も入っていないという状態なわけです。

その中で、子供を権利侵害から守るのだという社会的意識をどうつくっていくのか、そして、それを守るための家族をどうするのかということ、基本的に考えなければいけない時期なのではないかと思、それが厚労省だけではなくて、全体としてやっていくにはどうしたらいいのかということを考えてほしいと思います。

古賀座長

分かりました。今の点は、非常に重要なところがありまして、特にアメリカなどにい

きますと、非行少年の中で家庭内暴力によって補導されている人たちは、かなりの数に上るわけですが、日本の場合、家庭の中に関与する度合いは、微妙な問題があると思います。司法の関与がどの程度あるべきなのか、これは議論されなければならなくなってきました。私が話をして申し訳ないのですが、ステップファミリーの問題は、ここで余り扱われないのですけれども、家族の形が一生変わらないのではなく、変容するという前提があると思います。離婚率も上昇カーブは止まらないので、今後も新たな家族形成を前提にした家族の在り方、擁護の在り方になると思うのです。ここは1つ念頭に置きながら考える点があります。

門馬構成員

児童虐待のところ、いわゆる川上、川下、その間の川中の3つに分けて、提案というか、論点を提示できればと思っています。

いわゆる川下の状況ですが、虐待が現にあるという部分の対応でいくと、児相も含めて専門職をどう育てていくのかというところは、重要になってきますし、先ほど話題にもあがった要対協を含めての対応等を考えていくのは、重要だと思っています。

川下の手前、いわゆる児相が一時保護等で入る前の川中状況、混沌としている状況において、子供たちの権利をどう守っていくのかというところは、すごく重要だと思っています。対保護者を中心に据えた上での支援でいくと、乳幼児期でいけば、先ほど挙げた子育て世代包括支援センターであったり、家庭教育支援チームなどの形の中で、親御さんたちをしっかりと支えていきながら、子育てを支えていきながら、子供たちを守っていく。川下に至っていくことを防いでいくために、対保護者を中心とした支援の充実というのは、非常に重要だと思うのです。

一方で、川中状況であって、対子供たちを中心とした支援の形は、考えていきたいところではあると思っています。一時保護に至る手前の状況の中で、当然、至らないための家庭支援をやっていくということは大切です。一方、その家庭支援と並行して、その間、子供たちがその状況をどうしのいでいくのかという点、支えていくためのスキームは、考えていかなければならないと思っています。

状況に応じて、子供たちが自らの意思で選択と決定が出来、一定の避難をすることができたり、そこを回避することができたりするような支援の拡充は考えられないでしょうか。先ほど藤川構成員からのご意見でもありましたけれども、子供に対して具体的に暴力があるだけではなくて、親同士の面前DVであったりとか、ネグレクトであったり、教育虐待だったり、経済的虐待も含めて、どうしても家にいたくない、いられないとなったときに、一時保護されるか、家にいるかしかない、どちらかの選択肢しかないという状況は良くないと思い、その間をつくることができないかと考えています。

生活困窮者自立支援法を含めて、法制度等の利用もあると思うのですが、次に問題になってくるところとしては、子供たちがそういった状況に置かれたときに、サービス料

を自分たちで負担できずに利用できなかつたり、保護者の申込がないと利用できなかつたりするということになると、エスケープができないという話になってくるわけで、その部分は、子どもの権利の視点から考えても、配慮が必要だと思っています。

もう一つがヤングケアラーへの配慮だと思っています。ネグレクトが起きている家庭の状況が明らかになっていく中で、親御さん自身が精神疾患など含めて養育が出来ない状況があり、子どもへのケアができないだけでなく、むしろ子供が親御さんのケアに追われていたり、あるいは下の未就学の兄妹のケアに追われているという状況ができてくると、その子供自身がエスケープしたいとなっても、下の子のケアの問題があるから、エスケープできないみたいなことが起きてくるので、そのあたりの配慮も論点としてはあると思っています。

今、川中、川下ということで申し上げましたが、先ほど奥山構成員がおっしゃったとおり、川中、川下の施策をどれだけ充実させるかというところは、短期的には非常に重要だと思うのですが、一方で、これだけ川中、川下に流れてくる子供たちを見据えたときに、川上で何をしていかなければいけないのかというところは、ぜひ考えていかなければならないと思っています。

古賀座長

ヤングケアラー問題は、更に出てくると思います。

谷口構成員

施策自体については、かなり拡充いただいております、関係府省には感謝を申し上げますが、こういった問題を考えるときに、先ほどの御指摘に関連したところでいくと、結果の問題と、もう一つは、支援を受けるべき対象者の中でも、支援を受けられていない人たちがいるという認識が重要なのだろうと思っています。

例えば、報道等の影響もあり、児童相談所が関わることになると、取り締まりの対象だと、ある意味、捜査機関みたいなイメージが一般に広がってきている側面があり、相談しづらくなっていることは、懸念材料の1つだと思っています。

実際に子どものところに寄せられる匿名での相談の中には行政職員からの相談も稀ではありません。なぜ匿名かということ、児童相談所に相談して虐待という形で見られてしまうと、仕事上も不利になり、社会的にも活動ができなくなるのではないかとの恐れから。子どもの家庭内暴力が発生して、それを抑えるために暴力を振るってしまっている。悩んでいるのだけれども、どこにも相談できないと、こういった切実な声も上がってきているところがあります。

こういった観点を踏まえると、児童相談所の周りの支援の施策を拡充する、これは当然のことなのですが、もう一つは、児童相談所以外の第三者機関で虐待対応に資する機関、そこを拡充していくという手段も必要になるのだろうと思っています。そう

いった意味でいくと、子育て世代包括支援センターは、まさに敷居が低い介入というところで、児童相談所が果たしていた役割の一部を持てるところがポイントだろうと思います。佐賀県でいえば子ども・若者総合相談センター、子ども・若者育成支援推進法に基づく窓口がありますが、年間1万7000件の相談が寄せられています。そのうち約2,400名を対象とした実態調査によると13.8%は虐待関連なのです。また、63.7%は、保護者の精神疾患であるとか、DVであるとか、そういった家族問題を抱えているケースです。児童相談所とは異なるイメージで、かつ、アウトリーチがあって、しっかりと問題が発生をしたときに、タイミング良く関わっていく。支援ベースでの介入を行い、その後も子供が自立するまで伴走していく。こういった子ども・若者総合相談センターの役割が浸透してきているがゆえに、相談件数が年々、増加をしてきているところがあると思います。

そういう意味でいうと、先ほど門馬構成員からもお話があったように、生活困窮者自立支援制度の活用も考えなければならない。経済的にも貧困の状況にあって、家族もかなり疲弊した状態にある、そういった当事者の支援には、虐待の案件も混在しています。そちらに相談に来たケースも、連続的に児童養護の分野で受けられる支援が受けられるようにしていくことも検討する必要があるのだろうと思います。

あと、レスパイトという考え方は、いずれの分野でも大事なだろうと思うのです。それこそ共働きで、一生懸命頑張っていて、いよいよ心の余裕を失ってというところで、子供が暴れたり、言うことを聞かなかったりしたときに、暴力を振るってしまうという親御さんも出てくる。その家族間の葛藤が起こったときに、すぐ一時的に保護をする、それだけでも随分と親子の決定的なきずなの決裂につながらずに済むという場合があります。そういった意味でいくと、児童相談所における一時保護所のみならず、子どもシェルターのような、もうちょっと敷居は低く、一時的に何時間でも預かってもらえる、そういった場所があるだけでも、違ってくるのかと思います。

要対協の在り方について、先ほど門田構成員のお話にもあったように、情報共有やリスクの指摘だけで終わってしまうことは、佐賀県のある地域からも上がってきています。みんな危ないというのだけれども、一体誰が関わるのかといたら、みんな下を向いてしまって、消極的になってしまう。こういう実態を踏まえると、現場での課題としては、問題解決能力を持った専門性を持った人、直接的な支援を行える人、いかに実働部隊を確保していくのか、これが最大のポイントだろうと思うのです。

「べき論」で専門性のない方々が介入していくと、理想と現実のギャップを更に広げて、家庭側に逆に負担を負わせてしまって、それが問題の深刻化、悪循環を生んでいく場合もあつたりします。先ほどのように、親子の対立が発生したときに、関わり方次第では、その愛情を断ち切ってしまうような分断のアプローチになってしまうことも起こります。

こういった観点からもしっかりと専門性を持った人間を確保していくことが大事な

のだろうと思いますが、その際に、単体の施策でそれだけの数の人材を集められるかという、これだけ人手不足になってしまっている、さらに今後も人口減少が続く、そういったところから考えると、他施策との共有人材の確保の観点も含めて考えていく必要があるのだろうと思います。

大学で、教育、医療、福祉、様々な専門資格の取得を目指している、その段階から共通の項目として、虐待対応といった関連の必要なスキルは、しっかりと共通科目として学んでいくといったこと、さらにその後、キャリアアップしていける、それがどの施策に入ったとしても、連続的にスキルをアップして、キャリアアップしていけるような、そういった仕組みを体系的に整えていく必要があると思います。

最後、この有識者会議の中でも繰り返し申し上げているところですが、単年度施策であったり、プロポーザルの仕組みが入札制度になって、価格競争で決まってしまう。そこで、年々事業費が削られていって、継続的に雇用ができない、こういったタイプの施策は、自治体レベルでは、むしろ増えているのではないかということなので、人を大事にして、それこそ専門性を持った人材、しっかりと解決能力を持った人がこの分野でしっかりと活躍できる、こういう状況を構築することを前提として、議論を進めていく必要があると思いました。

山本構成員

今まであげられていた、虐待の背景にある児童の権利条約、子どもの権利に対する意識の欠落であるとか、母親にいろいろな責任を押しつけてきていないかということ、また、貧困については皆さんのご発言のとおりだと思っております。私は、労働者の立場としての発言をさせていただきます。

スクールソーシャルワーカー1つとってみても、中学校区に1人の配置となると、ここにある小学校のことも関係します。中学校1校に対して、小学校3校が校区にあったとしたら、4校を1人が見えています。すぐに相談したいのだけれども、相談をする番が回ってこないなど十分な体制とは言えません。スクールソーシャルワーカーの方々が非正規雇用労働者であることが多いといった課題もあります。その中で文科省からソーシャルワーカーが非常に増えているというご報告をいただきました。学校現場としても、本当にありがたいという意見がありますが、専門性に大きく差があったり、この方々も非正規雇用労働者であるため、ソーシャルワーカーだけの収入では生活できないということが大きな原因となって、うまく機能できていないのではないかといった声もあります。処遇改善に加え、専門的な見地を検証した国家資格化なども視野に入れるなど、専門性に資する育成方法が必要だということを申し上げたいと思います。

古賀座長

専門性の確保ということで、この後の課題ともつながってくると思います。

相原構成員

まず1点は、これまでも各構成員から出ていましたけれども、児童の権利条約の観点から、少なくとも1個人権主体という観点からの見方が、どうしても日本では薄いように思います。それを反映してしまっていたりするのが、各行政の最終的な段階、例えば虐待に関しては、先ほどから御意見で出ていましたけれども、保護された子供の一時保護所の在り方は、私の知る弁護士等々が具体的なヒアリングを幾つかやった段階で、かなり問題があると感じます。親元から保護された子が非常に苦しい生活を強いられるとすれば、保護したことになる。むしろ自分に対するダメージが大きくなってしまいます。自分としては、ここへしか行くところがないのかと追い詰められてしまう、この現状は、非常に問題があると思います。

ただ、4ページのところで、一時保護所の職員に対する抜本的な強化とか、抜本的な拡充という書き方をされているので、問題があること自体は把握してくださっているのであろうと、できるだけ期待をしてみたいとは思いますが、各行政の実際の一時保護所の実態を、そこで保護されることが子供たちにとって本当に前向きに、今後のことにつながるのだということが導かれないと、児童虐待の対応は、このままではいけないと思っています。

2点目は、児相に係る案件において、住居の移動があったときに問題があって、引き継ぎが良くないという悲惨な事例があったわけですが、そこまでいかないような案件は、子家センなどに係る案件で、例えば子供が中学生とか、小学生の高学年で、おばあちゃんのところに逃げて行って、離れたところに行ってしまったら、両方から落ちてしまう、こういう相談を結構受けております。つまり住民票がないと、積極的に動かない。それはうちの分野の話ではないということも、最近2～3件は重なって受けた御相談でした。

それと相まって、個人情報保護法の問題が関係として非常に重いと思っています。子供がこう言っている、それを保護者、親権者に教えなければいけないのかどうか、これも先ほどの都内の案件とか、千葉の案件のときにもありましたけれども、情報をどこまで、どういう感じで守るべきなのか。子供は、ソーシャルワーカー等にお父さんとか、お母さんに言わないでという感じで、かなり重い話を持ってくる。どこまでそれを守ってあげる、もしくは子供のことを本当に考えると、場合によっては、親権停止もしなければいけない。私の区画とか、ほかの自治体からも相談を受けておりますが、これをもう少しきちっと整理しなければいけない。文科省であったり、厚労省であったり、法務省も含めてあると思います。

最後、法務省の総合法律支援法の関係なのですが、子供の虐待案件も法律相談の対象となるということで、虐待に関してあるのです。件数は伸びておりません。DVに関しては、それなりの件数はありますが、実際のところは、子供がどこまでこれで相談できるのかということに関しては、もう少し抜本的に考えていただきたいと思っています。

それと、最後になりますが、親権者とか、監護者の問題に関して、法律上、子供の手続代理人が認められておりますが、この利用も少ないです。海外などは、特に虐待案件などで一時停止だけではなくて、子供の手続代理人等に臨床心理士と弁護士等で、ドイツなどはかなりの割合で選任して、司法における判断において、子供が何らかの意思表示をします。別に子供に決めさせるとか、子供に責任を負わせるという話ではなくて、子供1人の当事者として、主権者として認めて、きちっと話を聞くことを制度化するという姿勢は、全部の各省庁において、根本的に重きを置いてもらいたい。先ほどの奥山構成員の話ではないですけれども、全体のところのつくり方をもう一度考えるべきで、今、申しあげましたそれぞれの要点などを通じて思うのですが、その根底にそういうことを考えていただく必要があるのではないかと考えております。

鈴木構成員

いろいろと御説明をありがとうございました。

期待を込めて1つお願いしたいのは、社会的養護自立支援事業の中で、児童養護施設等の退所者です。川上、川中、川下というのであれば、さらにその後です。それに対しての施策ということで、私どもの機構は、学生サポーターという名称で、児童養護施設等を出た子供たちが、大学や専門学校に進学した際、マックス10万まで出しています。そのかわり、施設で働いてもらいます。夏休みとか、冬休みとか、機構の事業の中には、児童養護施設であったり、ひとり親家庭の子供たちのキャンプを全施設でやっておりますので、そこにサポーターが関わります。そうすると、まさに支援の循環ではないけれども、とても良いロールモデルになるのです。

学生サポーターと呼ばれている彼らと話をしていると、受け皿が非常に貧弱だということを感じています。企業の中にも巣立ちの会のような形で、18歳になって児童養護施設を出る子供たちに様々な支援をしているところもあって、そこ我々は、昨年、初めて組んで、財団がなさっているところに私どものサポーターが助言者として参加したりということをしています。

そうすると、何が大事かということ、きちんと周囲に話を聞いてくれる人であったり、伴走してくれる人であったりというセーフティネットの厚さが大事だと思っています。なので、今回、出身者のネットワーク形成事業をなさると伺っておりますので、ぜひそれともつながりながら、受け皿を何枚でもつくっていただけたらと思って期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

新保構成員

他の構成員がお話しされたことと重なることです。2点と若干付け加えさせていただきます。

1つ目は、若年妊娠と中絶、その後の出産に関するテーマが挙げられました。この会

議は、子供・若者という対象について扱うので、若年妊娠から中絶、もしくは出産し、子育てをするという一連の流れについては、この会に関係する省庁で、一体となって協力関係を持つとても重要なテーマではないかと思えます。だから、これに力を入れるというのは、とても大事なことであろうと思えます。若年の母子に関する事、母子保健に関する事、学校教育に関する事、特別養子縁組に関する事等とつながっていくと思えますので、大事なテーマとして扱うべきことであると思えます。

もう一点、予見する手法というのが、最初に意見としてありました。これからの時代のことを考えると、学校が持っているデータと母子保健が持っているデータと学校保健が持っているデータ、これらのデータをつなぎ合わせていく。それによって、どこで児童虐待が起こりやすいのか、どこでいじめが起こりやすいのか予見するという事は、必要になってくると思えます。紙で配った調査で分かるだけでなく、学校が既に持っているもの、児童相談所が既に持っているもの、保健センターが既に持っている、それらを横につなげていって、人工知能を活用して予見していくということを、全体としてやっていく時期に来ていると思えます。数年単位で時間がかかると思うので、早く取り組む必要があると思えます。

2点、付け加えさせていただくと、一時保護所の生活環境は整えるべきです。これは反対する人はいないだろうと思えます。やるべきだと思えます。

それから、ソーシャルワーカー1,000人は、常勤化すべきだろうと思えます。

山縣座長代理

ほかの構成員の方々の意見については、基本的には賛同するという事で、重ならないところで、3点、お願いします。

虐待による死亡というのは、ピーク時に比べると、3分の2ぐらいで、その後少し減って、現在は、横ばいという状況です。その中でも余り減っていないのは、0日児死亡というところなのです。0日児死亡というのは、公的相談機関等に拒否的あるいは知られたくないために、消極的拒否を含め、制度とつながりづらい状況にあります。そうすると、医療機関にも相談しづらいような状況にあるらしくて、母子健康手帳も持たず、未健診・未受診で自宅出産し、場合によっては死亡、虐待死という形になってしまいます。

この層については、現行制度を前提とした、公的相談を充実では、なかなか届かないのではないかと考えています。その部分はどこまで民間の力を活用できるか、あるいはSNS等をどこまで信頼して活用するか、危険をはらみつつも、そこを考えていく必要があるのではないかとというのが1点目です。

2点目は、妊婦さんへの対応です。事前に不安定な状況が分かると、特定妊婦という形になるわけですがけれども、特定妊婦さんに対して、今の施策でいうと、出産前と出産後、妊婦状態と経産婦になってからは、同一拠点で保護することができないのです。せ

めて母子、あるいは胎児を児、子供とみなして、児童福祉法の施設の中で連続して見られるように、出産前にそこにいて、病院で出産して、また同じところに帰ってきて、同じスタッフがいるという、安心できる環境、そういうことを考えていくことも必要だと思います。

最後はちょっと視点が違うのですけれども、児童の権利条約との関係でも、子供の意見をどう聞くかというのがあって、聞く仕組みは結構充実してきていると思います。ただ、子供自身が自ら声を出せるような力づけといいますが、それをサポートできるようなアドボケート体制とか、子供自身が声を出せるような形で、虐待から逃れていくような、エンパワーメントとか、ストレングスという視点も、施策の中にあってもいいと感じています。

古賀座長

それでは、まだ御意見もあるかと思うのですが、次のところとも関連させたいと思います。今、ずっと御意見がありましたように、家族形成のレベルから、更に危機的な状況の中での対応、そして、その後も含めた家族へのサポート、様々なレベルがあるかと思いますが、今までの日本の家族心理だけに頼れない要素がたくさん出ているかと思いますので、この点を踏まえて、次の議題に進みたいと思います。

それでは、議事の1を終了いたしたいと思います。

関係府省につきましては、ヒアリングの対応、本当にありがとうございました。

子供・若者の成長を支える担い手の養成

上記について、大綱の記載を事務局から説明（資料1）した後、以下のとおり議論を行った。

1) 関係府省からの説明

子供・若者の成長を支える担い手の養成（資料3）

内閣府

この有識者会議の事務局も担当しております、内閣府の青少年担当の田村でございます。構成員の皆様方、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、点検・評価シート、資料3の1ページを御覧ください。

内閣府としましては、大綱に基づきまして、関係機関や民間団体等により構成される子ども・若者支援地域協議会、ワンストップ窓口である子ども・若者総合相談センターの整備・設置の促進にも努めておりますけれども、同時に、相談業務に携わる機関や民間団体の職員の方々に対する研修にも取り組んでございます。

点検・評価シートの（1）大綱策定から現在までの主な取組を御覧ください。大きく

分けて3つの形の検証を行っておりますけれども、最初は子供・若者育成支援のための地域連携推進事業というタイトルのものがございます、こちらはブロック研修会、中央研修大会、青年リーダー研修会等がございます。

そこに説明がございますように、地域で牽引的役割を担っている青少年育成指導者、少年補導委員及び青少年健全育成を図る活動を行う団体の指導者等を対象に、諸課題に対する対処能力の向上を図ることを目的として、平成21年度から実施しているものがございます。特に中央研修大会は、構成員の先生方にも講師として、直接御講演いただく機会も多いと思います。大変お世話になっております。

2ですけれども、子ども・若者総合相談センター強化推進事業でございます。こちらは最近スタートしたものでございます。子ども・若者総合相談センター機能の普及に関する研修ですとか、センター機能の高度化のための会合等がこれに該当いたします。

その名のとおりでございます、ワンストップ窓口である子ども・若者総合相談センターの機能を担うために必要なノウハウを共有することで、研修という形で行わせていただいているものでございます。

3は地域における若者支援に当たる人材養成でございます。こちらは構成機関における相談業務に関する研修、専門分野横断的研修、アウトリーチに関する研修等がこれに該当いたします。

公的相談機関やNPO法人等の職員を対象に、地域における困難を有する子供・若者に対する支援に携わる者の資質向上を図るために実施しているものでございます。

3ページ目に細かい資料を付けてございます。

4ページを見ていただきますと、ざっくりですが、どういうあたりの方がどれを対象としているかという図をお付けしてございます。

一番広い範囲になっておりますのが、左下に説明がございますように、中央研修大会、ブロック研修会、青年リーダー研修会等の対象である方々、広く子供・若者育成支援団体の方々を対象としております。

構成機関のメンバーの方々に対する研修は、もう少し内側、部分集合みたいになりまして、構成機関等においてアウトリーチ等に従事する相談員の方向けの研修というのは、更に専門性が高くなるということで、更に部分集合的な位置づけということになります。そういうイメージでお考えいただければと思います。

これまでも関係省庁の皆様にもいろいろと御相談しながら、より密度の濃い、効果の高い研修になるように努めてきたところでございますが、今後も取り組んでいきたいと思っております。

1ページ目の点検・評価シートに戻っていただきまして、取組の進捗に関する自己評価のところでございますが、この手の研修の効果の計測というのは、長期的にやらないと分からないところがございます、難しい面もございますけれども、指標としましては、数値的な指標として、参加人数をお示ししております。

最近始まったばかりのものですが、真ん中の令和元年度から開催している、子ども・若者総合相談センター強化推進事業は、1年目は125名ということでございますけれども、今後もより良い研修をしていけるように努めていきたいと思っております。

地域における若者支援に関する人材養成は、毎年度1回ずつということで、平成28年度以降、延べ647人が参加をしております。

定性的な指標としましては、アンケートによる満足度をお伺いするところあたりが、どうしても中心になりますけれども、多くの参加者の方から、有意義であったという高い評価をいただいているところでございます。

(3)の現在の課題と今後の方向性でございますけれども、改めて申し上げるまでもなく、各地域において、複合的な困難を抱える子供・若者に必要となる支援のニーズや対応は、非常に多様化してきてございます。こうした支援をきめ細かく行っていくためには、様々な機関の方が有機的に連携していくとともに、分野横断的な知見を有する人材を育成することが不可欠だということで、こうした人材の育成に資するような研修の内容及び方法について、今後も検討してまいりたいと考えております。

2つ目のポスト青年期を過ぎようとしている方についてもというところなのですが、いわゆる就職氷河期と呼ばれている方々に対する支援は、今、政府としても、積極的に取り組むことになっておりまして、我々は青少年担当でございますので、青少年に対する支援の在り方が、ポスト青年期を過ぎようとしている方、要するに就職氷河期世代の方々にも切れ目なく支援が続いていくようにということで、この前段階に当たるところで支援をする方々向けにも、そういうところも含めた形で、研修を受けていただくということで、そうした方々に対する支援も切れ目なく行われていくように、より連携を進めていくことが必要だと考えております。

最後に上記2点に加えてというところでございますけれども、地域における担い手の裾野を広げていくことが課題である。この点は、先ほど申しましたとおり、支援のニーズが多様化していることに加えて、研修も毎年工夫して実施はしておりますけれども、参加してくださる方の顔ぶれが決まってしまう、またあの方が来られているという感じも多くなってきておりますので、なるべくいろいろな方々に新しく研修を受けていただく。そして、新しい地域における担い手となっていただくということで、裾野を広げていくことが、今後の課題であると認識しております。

法務省

法務省としては、それぞれの担当3人からお話をさせていただきたいと思っております。

矯正局少年矯正課長の小山でございます。本年もよろしくお願い申し上げます。

矯正局でございますけれども、御承知のように、少年院と少年鑑別所を担当させていただいております。それぞれ非行のある少年、関係のある子供たちを対象とさせていただきます。

専門的な研修の機関が全国的なもの、地域のものそれぞれございまして、それぞれ必要な研修を行って、専門性を高めているといった状況でございます。それに加えて、各施設独自に専門性を高めるようなトレーニングも行っているということでございます。

最近のお子さんの状況を見てみますと、発達上の課題があるお子さん、被虐待の経験があるお子さんといったところの対応に、しっかりとした専門的な素地が必要だと捉えております。その観点から、これらのものにつきまして、研修を進めてきているということでございます。それなりに職員の専門性は高まってきていると、自己評価をさせていただいておるところでございます。

少年鑑別所におきましては、地域援助ということで、外部の方々の相談に応じるというものが、最近、新しい法律で認められておりまして、その御相談が増えてきておりますので、特にお子さんと保護者の方々への対応をどのようにするかといった課題につきまして、専門性を高めるということで、取り組んでおるところでございます。

今後の課題といたしましては、今、申し上げました、被虐待のあるお子さん方にどう対応していくかといったところは、非常に難しい問題であって、しっかりと対応する必要があらうと思っておりますけれども、単に被虐待があるかどうかといったことだけを明らかにしても、しっかりと対応できなければ、かえって問題を大きくするところもございまして、どういう形の研修がよろしいのかということも踏まえて、しっかり考えてまいりたいと思っております。

少年鑑別所では、御相談に来られるお子さんの中で、年齢の低いお子さんもいらっしやって、今までの私どもの職員では対応し切れていない部分がございますので、その研修も今後しっかりと考えていきたいと思っております。

矯正局からは、以上でございます。

法務省保護局の押切でございます。

私から保護観察所における取組について、説明をさせていただきます。

現在までの主な取組ですが、減少を続けている保護司について、幅広い世代・分野から適任者を確保するため、平成31年3月に保護司の安定的確保に関する基本的指針を改訂したところです。

その概要は7ページのとおりですが、関係機関等への組織的な協力依頼、地方公共団体との協力の推進、インターンシップ制度の活用、保護司組織の活動拠点である更生保護サポートセンターの全国的な設置など、現在も様々な手だてを講じているところです。

また、非行少年などの自立を支援する青年ボランティアであるBBS会員、現在の会員規模は約4,500人ですが、こちらに対しては、再犯防止推進計画も踏まえて、修学支援等に関するスキルを向上させるための研修を平成30年度から実施しております。

さらに、保護観察官に対しては、各種研修において、非行少年等に対する指導力の向上を図るための講義等を実施しているところです。

取組の進捗に係る自己評価と現在の課題、今後の方向性ですが、保護司については、様々な取組を行っているにもかかわらず、減少傾向が続いております。取組の効果が現れるまでに、ある程度の時間を要する面もあろうかと思いますが、今後も基本的指針や地域事情などを踏まえて、地方公共団体との協力や業界団体等への働きかけを強化していきたいと考えております。

また、保護司、BBS会員などの更生保護ボランティアや保護観察官に対する研修につきましては、非行少年の問題が多岐にわたるため、最新の知見に基づき、必要な知識や指導力が習得できるよう、不断の見直しを行っていききたいと考えております。

なお、事前に御質問をいただいた協力雇用主につきましては、平成31年4月1日現在で、約2万2000社に登録をしていただいております、順調に増加をしているところです。

業種を見ますと、約半数が建設業、続いて、サービス業、製造業と続いています。比較的小さな会社が多い現状にあります。

今課題となっているのは、就職はしたけれども、職場に定着できないということですので、それに対して、こちらとしましても、いろんな取組をこれから進めていきたいと思っています。また、協力雇用主に対する研修などについても、保護観察所等を中心に実施しているところです。

法務省人権擁護局参事官の中島でございます。よろしくお願いいたします。

評価シートの各項目の一番下に記載しております、人権擁護機関の取組について、御説明を申し上げます。

法務省では、人権擁護に関する取組としまして、大きく3点行っておりまして、1つ目が市民の皆様から人権問題に関する相談を受け付ける人権相談、2つ目が人権侵害の疑いがある事案について、調査を行い、必要な救済手続を行うという調査救済手続、3つ目が人権侵害の発生を未然に防止するための人権啓発活動、この3つを大きな柱として活動しております。

これらの活動は、主に地方の法務局で行っておるのですが、活動を行うに当たりまして、民間ボランティアである人権擁護委員の方々にも力になっていただいております。現在、全国で約14,000人の人権擁護委員の方に活動していただいております。

人権擁護委員の人材確保、あるいは研修に関するこれまでの取組でございますけれども、人権擁護委員は、法務大臣によって委嘱をされることになっておりますが、委嘱は市町村から推薦を受けた方の中から行うことになっておりますので、市町村に対して、候補者の推薦依頼を行う際に、できるだけ幅広い世代、あるいは様々な分野からの人材確保につながるような推薦を行っていただきたいということで、市町村に対しては働きかけを行うといったことをやっております。

研修についてでございますけれども、人権擁護委員は、それぞれの地域で連合会と呼ばれる組織をつくって、独自に活動をしておるのですが、地域の人権擁護委員の中で、中心的・指導的な役割を担う立場の方々に対する研修を法務省本省で行っております。

これは指導者養成研修と呼んでおりますけれども、子供あるいは若年層をめぐる問題についての講義も、この研修の中でカリキュラムに組み込まれております。

取組の進捗に関する評価、あるいは今後の課題や方向性でございますけれども、指導者養成の研修については、今年度75名に参加をしていただきまして、各地域で中心的な役割を担っていただいております。

人材の確保、あるいは能力の向上といったことについては、我々としても、重要な課題の1つであると考えておりますので、今後も取組を継続してまいりたいと思っております。

厚生労働省

厚生労働省の虐待防止対策推進室長の柴田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

9ページの(1)大綱策定から現在までの主な取組についてです。

見出しを書いておりますけれども、医療・保健関係専門職の項であります。特定の地域や診療科での勤務を条件とする「地域枠」を活用した医学部入学定員の増加、地域医療支援センターによる医師不足病院への医師確保支援等で、小児科医師や産科医師の確保を行っています。

2つ目の です。保健師については、教育体制の構築を推進するとともに、円滑な人材育成を実施するための支援策を講じています。

3つ目の です。看護職員については、看護師等養成所ですとか、院内保育所の支援による新規養成、復職支援などの取組、都道府県ナースセンター、地方自治体、病院団体等が連携して取り組む、地域に必要な看護職の確保推進事業に対する支援を行っています。

児童福祉に関する専門職の項について、御説明させていただきます。児童福祉関係につきましても、先ほど御案内させていただきました、平成28年あるいは令和元年の児童福祉法改正によりまして、児童福祉司等の研修の修了が要件化されまして、さらにあわせて次の ですけれども、昨年12月に決定しました新プランに基づきまして、児童相談所職員の増員や研修の拡充などによりまして、専門性の向上を図っているところです。

次の でございますけれども、令和元年度予算におきましては、下記に掲げております事業の創設、拡充をしております。

1つ目のポツに児童福祉司等専門職採用活動支援事業の創設を記載しています。次のポツでは、児相等の虐待問題等対応職員の研修等を実施する研修センターにつきましても、子どもの虹情報研究センターが、現在、横浜市にあります。それに加えまして、西日本で研修を実施する拠点を設けるということで、虐待・思春期問題情報研修センターの事業を拡充しています。

具体的には、 にございますように、「西日本こども研修センターあかし」で、本年

度から研修事業を開始しているところでございます。

次のポツに、都道府県や各市町村が研修を実施する事業の拡充や国としてもブロック単位での研修を開催することを記載しています。

10ページをお開きください。続きまして、思春期の心理関係専門職の項でございます。思春期の心の問題に対応できる専門家の養成のため、医師、看護師、精神保健福祉士、児童指導員等に対して、思春期精神保健研修を実施しています。

次の ですけども、様々な子供の心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するために、都道府県や指定都市において、拠点病院を中核としまして、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図る、子どもの心の診療ネットワーク事業を推進しているところです。

(2)の取組の進捗に係る自己評価でございます。

医療・保健関係専門職です。1つ目の ですけども、小児科医師や産科医師を確保するために、医師確保計画を通じた医師偏在対策に取り組んでいるところです。

次の ですけども、全国における看護職員の就業者数は、これまで増加を続けておりまして、平成28年時点で約166万人となっているところでございます。

中段の児童福祉に関する専門職ですけども、前半で御案内させていただきましたが、平成27年度時点の児童福祉司数は2,934人でしたが、平成31年4月1日時点では3,817人に増加しているということです。

3つ目の思春期の心理関係専門職の項です。思春期精神保健研修の受講者につきましては、平成30年度の実績ですが、303人となっております。

子どもの心の診療ネットワーク事業につきましては、地域の事情に応じて、平成30年度の実績で、19自治体で実施されています。

11ページでございます。(3)の現在の課題と今後の方向性です。

医療・保健関係専門職の項です。小児科医師、産科医師につきましては、診療科偏在あるいは地域偏在の解消を図るために、令和2年度より各都道府県が策定する産科及び小児科の医師確保計画をもとに、医療提供体制の見直しや医師派遣等を進めることとしております。

看護職員につきましては、看護職員の総数不足だけでなく、領域別、地域別偏在についても課題があることから、地域に必要な看護職の確保推進事業の全国展開を推進しております。

続いて、真ん中の児童福祉に関する専門職ですが、新プランに基づきまして、児童相談所の児童福祉司等の増員、専門性の向上を図るために、児童福祉司等の専門職採用活動への支援に係る補助単価の拡充や国が主催するブロック単位の研修を開催する事業の拡充等を実施していきたいと考えております。

3つ目の思春期の心理関係専門職のところですが、地域における児童思春期の心の問題への対応力を強化するため、思春期精神保健研修を引き続き実施していくことと、子

どもの心の診療ネットワーク事業については、子どもを取り巻く環境の変化等に伴って、専門的な支援のニーズが高まっていることから、引き続き子供の心の診療体制づくりを推進していきたいと考えております。

警察庁

警察庁生活安全局少年課理事官の渡辺と申します。どうぞよろしく申し上げます。

49ページを御覧ください。大綱策定から現在までの主な取組といたしまして、平成31年4月1日現在、少年補導職員を全国に約920名配置しておりまして、少年警察の専門家として、主に少年サポートセンターにおいて、少年相談や指導、立ち直り支援活動、被害少年の支援等に当たっているところでございます。

2つ目の ですが、少年警察ボランティアにつきましても、同様に全国で約5万7000人を委嘱しておりまして、警察職員と協力して街頭補導活動や立ち直り支援活動、その他少年の健全育成のための活動を推進しております。

また、大学生を中心としたボランティアにつきましても、平成31年3月現在の数字ですけれども、約6,000人が全国で活動しております。

次に取組の進捗に係る自己評価につきまして、御説明いたします。少年補導職員に対しましては、都道府県警察における研修等のほか、全国規模でカウンセリング技術の講習等を行っておりまして、こうした各種研修を通じた資質向上や専門家の育成を推進しているところでございます。

少年警察ボランティアにつきましても、各種研修の開催や少年の非行防止健全育成に功労のあった団体や個人に対する表彰等を行っておりまして、これらによりまして、ボランティア活動の活性化を図っているところでございます。

最後に現在の課題と今後の方向性につきまして、御説明いたします。少年補導職員につきましても、引き続き研修の充実を図っていくとともに、少年補導職員に期待される能力が十分に発揮できる運用が重要だと考えておりまして、こうした運用ができるよう、努めてまいり所存でございます。

また、少年警察ボランティアにつきましても、担い手の高齢化や固定化が課題としてございますので、委嘱数の増加と若年化、多様化を図って、活動を活性化させるとともに、大学生ボランティアにつきましても、裾野の拡大を引き続き推進してまいりたいと考えております。

文部科学省

先ほどに続きまして、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長の水田でございます。

51ページを御覧いただきたいと思っております。大綱策定以降の主な取組としまして、1つ目でございますが、独立行政法人国立青少年教育振興機構を始めとしまして、青少年教育

施設におきましては、青少年関係団体の指導者などを対象としました、自然体験活動指導者養成ですとか、体験活動安全管理講習、こういった研修を実施しているところでございます。

2つ目の でございますが、平成29年に教育職員免許法施行規則を改正いたしまして、新たな教育課題に対応するための内容の充実を図ったところでございます。また、教職課程コアカリキュラムを作成しまして、障害はないけれども、特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上または生活上の困難とその対応を理解する、こういったこと等を教職課程で共通的に取得すべき資質能力として示したところでございます。

取組の進捗状況でございますけれども、青少年教育振興機構におきましては、平成28年度、平成29年度、平成30年度の3年間で、1,922名の自然体験活動事業者の養成を行ったところでございます。

教職課程を置く全ての大学におきまして、改正法令ですとか、今、申し上げました教職課程コアカリキュラムに対応した指導体制が確保されていることを認定しておりまして、昨年4月から新しい教職課程が始まっているところでございます。

今後でございますが、こういった活動を更に推進していきたいと思っているところでございます。

事前にいただきました指摘事項についても、簡単に御説明させていただければと思います。

大学でのボランティア活動の取組につきましては、御承知のことと思っておりますけれども、各大学等の判断により、ボランティア活動の実践を授業の一環として位置づけて、単位を付与することができるとしておりまして、実績としましては、国公私を合わせて460、全体の62.5%の大学が、何らかの形でボランティア活動を取り入れた授業科目を開設している状況がございます。

もう一つ、養護教諭やスクールカウンセラーなどの研修状況ということを伺っております。

養護教諭につきましては、各都道府県において、年次等に応じた研修が行われているところでございます。また、独立行政法人教職員支援機構が主催します、健康教育指導者養成研修におきまして、都道府県、指定都市等の指導主事や全国の学校の養護教諭等を対象にしまして、学校保健を推進するための効果的なマネジメント、児童、生徒のメンタルヘルスや発達障害に関する現状とこれらの対応方法、学校における救急処置、児童虐待への対応、感染症対策等についての研修を行っているところでございます。

スクールカウンセラーの研修につきましては、補助金を交付しております67自治体、都道府県と政令市がございますが、全てで実施されておりまして、その研修に係る経費の一部を補助金により支援しているところでございます。研修は、主として、スクールカウンセラーの専門性の向上を目的として行われておりまして、スーパーバイザーや大学教授等を招聘して行われる講義というのは、教育委員会の指導主事や学校の教育相談

担当者らも参加する事例研究会、新たにスクールカウンセラーとして勤務される方を対象とします新任研修、こういった研修などが実施されているところでございます。

古賀座長

どうもありがとうございました。

ほかに点検・評価シートとしては、環境省からもいただいておりますけれども、御覧いただければと思います。

ここまで関係省庁からの御説明がございましたので、意見交換の前に、まず確認の御質問があればということで、お手をお挙げいただければと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。御質問はございませんか。

それでは、早速、意見交換に移りたいと思います。御意見がある方は、お手をお挙げください。

土肥構成員

大きく3つ意見をお話しさせていただきたいのですけれども、この項目は、子供・若者の成長を支える担い手の養成ということではあるのですが、どんな子供・若者を育てていくのかということ、まず前提として共有していくことが必要なのではないかと感じております。ここまでお話をいただいた養成されている専門家は、どちらかという、困難を抱えている子供・若者であったり、要するに課題に対して対処する専門家を育てていくという印象で、子供・若者をどう育てていくのか、どんな子供・若者像を目指していくのかということが、ぼんやりしているという印象を受けました。

その中で、個人的に大切にしたいキーワードとして、シティズンシップということ、1つ掲げたいと思っております、つまり子供・若者を1人の市民としてどう育てていくかということを考えていく上で、そのために、それぞれどういう専門家を育てていくのかという一本軸を通す必要があるのではないかと感じております。それが1つ目です。

その中で、2つ目は、私が普段関わっている子供・若者の社会参加とか、地域参加という文脈からのお話ですけれども、どちらかという、先ほど申し上げましたように、ここに出ている専門家というのは、支援に関わるような方が多かったと思うのですが、参加のコーディネートをするような、子供・若者の社会参加とか、地域参加を支えるような専門家の養成というものも、積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと感じております。

最近、うちのNPOにも研修の依頼が多くなっておりまして、例えば児童館であったり、子供センター、教職員であったり、いろんなところでございます。1つの背景として、もちろん選挙権年齢が引下げになって、子供・若者の主権者教育という観点もあると思いますし、どちらかという、大きな理由として考えているのは、地方都市においては、人口がどんどん減少してきていますので、学校とか、こども館などが、今までその施

設だけで考えていけば良かったものを、もっと地域と関わり合いを持ちながら、育てていくためにはどうすればいいかというような観点での研修の依頼が非常に増えております。

子供・若者の社会参加というと、ボランティアみたいなものが非常に多くなって、ボランティアを推進していこうとなって、今、いろんな大学で、地域創造学科とか、まちづくり系の学部が増えてきていると思うのですが、ボランティアとして、子供・若者が町に入っていくときに、きちんとしたコーディネーターとか、それを支える方がいらっしやらないと、逆にただ地域に使われたみたいな、負の体験が連鎖をしていって、そもそも社会参加の経験とか、成長を支えるために、そういう社会参加経験を進めているにもかかわらず、そうした経験というよりは、嫌な時間を過ごしたみたいなことになってしまっていることがあるので、そこをどう価値づけるかというような、最初に言った社会参加をどう支えるかという専門家の養成を考えていただきたいと思います。

3つ目は、特に継続教育のところに係るのですが、これは、皆さん、研修などをやられていて、感じるのだと思いますが、やはり単発の研修だと、全ての分野において限界があるのではないかと考えています。

1つのアイデアですが、昨年、ドイツに視察に行ってきたして、ケルンの隣にレムシャイトという町があるのですが、子供・若者の継続教育機関が設置されていて、もちろん単発の研修もやっているのですが、2年間そこに通って、1週間スクーリングをして、その後、現場に帰って、その間にレポートを書いたり、メンターの方とセッションをやったりという形で、向こうでは社会教育士と言っていましたが、2年間かけて、専門家を育てていくということをやっておりました。

2つあるのですが、1つは、そもそも子供・若者に関わる方が忙し過ぎて、そういう研修に出てこられないということもありますし、その時間を確保しなければいけないということもありますし、先ほども言ったように、単発の研修だと限界もあります。単発の研修だと、いろんな刺激を得るといえるか、そういう考え方もあるので、そういうものとしては良いと思うのですが、関わりを高めていくという観点においては、やはり限界があるのではないかと感じておりました。そういう意味で、継続教育をどう進めていくかということ、単発の研修以外の方法で考えていく必要があるのではないかと考えております。

谷口構成員

内閣府のアウトリーチ研修について、少しお話をさせていただくと、私も関わらせていただいておりますが、全国の各地でアウトリーチの実践が広がっているということ、さらに受講生からの報告では、その実績が上がってきているということで、非常に重要な研修だと思っています。

他施策との違いでいくと、実地訓練が伴うということ、ここが大事だと思っております。

す。1週間座学をした後に、実際にアウトリーチを実践している公的機関であるとか、NPOなどで、2週間にわたって実地訓練を行う。実践の中でしっかりと具体的なノウハウを身につけられるという意味では、非常に重要な対応だろうと思います。そういう意味でいくと、これからの研修というのは、机上の空論ではだめで、0が1になる、できないことができるようになる、そういった研修を目指していく必要があるだろうと思います。そういう意味でいくと、文科省さんにおっしゃっていただいた、体験するということが、実地訓練を伴う形で実践を積んだ学生が社会に出ていくということは、非常に重要になってくるのだろうと思います。

明日から2日間、佐賀県で開催されます、次の時代を担う指導者養成講座というものがあのですが、佐賀県を主として、大学と行政とNPOが組んで、実地訓練、アウトリーチを伴う研修を積んで、これが大学の実習扱いになるという研修が実践されています。

もう一つ大事なものは、特に分野横断的な研修というところに、力を入れていくべきなのだろうと思います。昨日の西日本新聞の全国版に載っていたと思いますが、今度、コミュニティーメンタルヘルス・アウトリーチ協会というものが立ち上がります。それは子供・若者支援であるとか、ひきこもり支援、生活困窮者自立支援、虐待支援などの分野で培われたアウトリーチの実践者、いわゆるアクト、訪問診療や訪問看護等、精神医療の分野のアウトリーチの実践者が集って、研究調査、研修を含めて実践をしていこう。分野横断的にノウハウを再結集して、発展的に検証しつつ、結果が残る、次の時代に必要なアウトリーチノウハウを培っていこう、こういう取組が始まる予定です。

あと出向制度の充実、とりわけNPO領域での充実が必要だろうと思っています。来年度から、中国地方のある自治体から、1年間にわたって、行政職員2名の出向を我々のNPOで受け入れます。平成25年に行われた行革以降、カウントしているのですが、我々の団体だけで、全国2,393カ所からの視察受入や講師派遣依頼にお応えをしているのですが、やはり、同じ専門資格を持っている人間でも、団体であるとか、所属する組織によって、実績が変わってきます。やはり、その違いは1回、中に入ってみないと分からないという部分があると思います。また、それぞれの分野でタコつぼ化してしまったり、上司の能力次第では、後輩たちが全く育たない、組織が硬直化してしまうという現象も、各地で行っている中において、開かれた団体の中でしっかりと研修を積むという方法も、協働の推進という観点から必要になってくると思うところです。

もう一つ、先ほどの言い残しの部分なのですが、広域対応できる人材、予算の確保というところも考えておく必要があるだろうと思います。虐待対応でいえば、施策に関わらずに、支援を受けずに、そのまま大人になって、いろんな問題を社会で抱えてしまっている子もいますし、各地を転々として、どこの自治体の施策にもつながらないという子供たちもいます。

東京で今年度になって対応したケースは、実際に虐待を受けているにもかかわらず、親御さんが転々としてしまっていて、一時保護になったりしているのですが、どこの自治体

でも社会的擁護の施策には一切関わらずに、大人になってしまっていた。虐待とか、家庭内暴力などの問題は続いているのだけれども、共依存の状態にあるので、また一緒に住んで、暴力事件になったり、自殺企図を繰り返している。しかしながら、現地の自治体では、予算であったり、人員の問題、年齢の問題で対応できないと断られてしまって、佐賀からわざわざ東京に来て対応するといったこともありました。これも完全に自腹になるわけです。こういった事案は、確実にまだあると思いますので、広域で対応できる人材、予算の確保も1つ検討に入れていただく必要があると思います。

あとは、申請主義の限界です。ひきこもり問題に象徴されるように、誰にも存在を知られたく無いと思ったり、虐待問題に象徴されるように、当事者が取り締まられるという観点を持ってしまった以上は、当事者はSOSの声を上げられない現状がある。そういったときに、書面等の申請によらない匿名での相談対応にも目を向けていく必要があると思います。

定本構成員

私は子供・若者の成長を支える担い手の養成ということで、1つ取り組んでいただきたい項目があります。それは性教育なのです。先ほどからお話に出ている家族というものの形成とか、離婚率の高さとか、若年妊産婦の問題も関わってくるのですけれども、女子非行少年、非行少女というのは、性被害を家庭内外で多く受けています。性というものが傷ついてしまっている。その原因は、各家庭に居場所がないとか、依存心を不良に向けていくということがあるのですけれども、もう一つ、知識が乏しい。性についての知識がなくて、自覚がないままに、自分を守るすべも知らないままに被害に遭って、非常に若い状態で妊娠・出産に至っているということが1つあります。やはり守らなければいけない。

もう一つは、男子非行少年です。今、元気な男の子がいなくなって、非行は減っているのですけれども、それが良いことなのか、悪いことなのか分かりませんが、性非行がすごく多いのです。小学生の高学年ぐらい、10歳ちょっとで、幼女とか、妹などにそういうことをする子が多くて、男の子も性について混乱している。自覚のないままの性加害が増えているのです。

日本というのは、性をタブー視して、扱ってこないということが長かったのですけれども、一方で、SNSを通じて、性の情報が氾濫しています。しかも、SNSというのは、家族に知られず、どんどんアクセスできますから、混乱して、困り切っている。それが性行動に出ていると思います。

もう一つは、文科省に対して言いたいのですけれども、学校内のスクールセクハラが多さです。悪意がある、ないというのはあると思うのですけれども、先生が子供たちにセクハラをしているというのが隠せない、隠蔽しようにもできないぐらい増えているのです。学校の先生が生徒にそういうことをする国はないと思います。若い先生方も性教

育を受けていないのです。特に思春期の中学生は、家庭に問題があったり、孤独感などがあると、先生に密着したり、依存したりするので、そういうもので勘違いして、そういうことになることがあるのです。よかれと思って、夜中まで女の子とLINEをするとか、危なっかしいことがいっぱいあるので、若い先生を採用して研修するときには、性教育に係る指導をしてあげないと、若い先生は、せっかく先生になったのに、そういうことで退職する人がいっぱいいますから、守ることも1つ意味があると思うので、そろそろタブー視をやめていただきたいと思います。

法務省では、余りの性の混乱により、今、性教育というのは、1つの大きな課題になっています。地域などで青少年を指導する担い手さん自身が、性に困っている女の子、男の子をどう指導していいか、どう支援していいかが分からない状況だと思っています。ぜひとも性教育についての項目を加えていただきたいと思っています。

門田構成員

思春期の心の問題について、少しお話をさせていただきたいと思うのですが、文部科学省の児童生徒の諸問題のデータによると、毎年、200人ぐらいの中高生が自殺をしているわけです。推移が変わっていないということは、命を亡くしてしまう子供たちにどんな取組が行われているのか。

先ほど厚生労働省のデータにもありましたように、精神疾患の発症率がとても高くなります。実際には、統合失調症であるとか、双極性障害、ないしは鬱病の診断を受ける生徒さんが、入退院を繰り返したときに、ある程度回復をして学校に戻ってきたときに、支援体制として、学校はとても脆弱です。養護教諭の研修もありますけれども、調子が悪くなったときに、自殺企図等の発言が出たときには、学校の介入を含めて、どうすればいいのかよく分からない。そうしたときに、本人支援もそうでしょうし、保護者支援も必要であります。さらには学校支援も必要になります。

そうしたときに、生徒さんに対して、後々症状が重度化、いわゆる予後不良にならないために、ひきこもりにならないための大きな取組としては、学校の中での生徒サポートチームのような支援体制をつくっていく必要があるのです。スクールカウンセラーであり、スクールソーシャルワーカー、精神科病院、精神科クリニックとのつなぎ役を果たすのかもしれませんが、学校単独でそのようなチームをつくるのは難しくなりますので、そういう生徒さんがいらっしゃる学校においては、市町村、教育委員会がサポートしていくシステム、さらには市町村、教育委員会がサポートしていくことを促すような文科省からの支援、そういう形で、命を失うことがない生徒指導が求められている。ですから、研修という形の専門性のレベルアップも必要なのですが、さらには早期発見、ないしは早期対応できていくように、実践的なところでいかしていけるような、研修での専門職養成みたいなものを展開していただくことを、お願いしたいと思います。

門馬構成員

手短に申し上げたいと思います。

1点目は、困難を抱える子供・若者に関わる担い手、いわゆる専門職に関してなのですが、養成の部分もそうなのですが、専門職のレスパイトも考えていただけるといいと思っています。これだけハードな状況に置かれている中で、心理的にもかなりダメージを受けている専門職をどう守っていくのかという視点です。辞めていかない、バーンアウトしていかないための環境整備というのは、すごく大切だと思っています。労働環境であったり、そういった部分の整備もあるかとは思いますが、しんどいときに守ってもらえるものをどう担保するのかということは、非常に大切だと思っています。

2点目は、先ほど土肥構成員からもありましたけれども、困難を抱える子供・若者に限らずだとは思っているのですが、子供・若者というのは、どちらかというところ、何をやるかというところよりも、誰とするのかというところであったり、どういう専門性がある人なのかというよりは、どういう人なのかというところに非常に魅力を感じ、その先が支援の機関であろうが、社会参加の場であろうが、そこにいざなわれていくところが、特徴としてあると思っています。これは私自身も若者の1人なので、強く感じる場所があります。

そう考えていくと、子供・若者にとって一番心がわくわくしたり、動かされたり、この人がいるのだったらと思いきやすい人たちというのは、同じ子供・若者だと思いきして、担い手育成の中でいったときに、子供・若者人材をどう育てていくのかということもあると思うのですが、そもそも若者という人材自体が、大切な社会資源なのだとすることを認識できるといいと思いました。

清永構成員

全体を通して、たくさんの方が各省庁でなされているのに、現実になかなか追いつけないというか、現実には抜かれているという、すごく悔しい思いをしています。今まで十分になされてきているのに、今まで設定されたものからこぼれ落ちている、または漏れてしまっているところに、いろんな問題があるのではないかと。先ほどから皆さんがおっしゃられている、共通して持たなければいけない理念、それに基づく目標、それを達成するための丁寧な統計の分析とか、現状把握、さらにそこから生み出された手段というのは、まだまだ足りないところがあると思いました。

私は犯罪予防の研究をしているのですが、犯罪を予防するときに、環境を社会的かつ物理的な面から整えるということに努めます。さらにそうはいても、犯罪が起きるということを前提に前兆をつかむ、そして、それを未然に防ぐ努力をする。さらにそれでも起きてしまう事件に対して、努力をして、広がらないように対処をする。なぜ起きたのか原因を検証して、修復して、再発防止に努める。そこから1番の環境を整えるところ

ろに持っていきます。

それと同じように、虐待にしる、担い手の育成にしる、どこで誰が何に気づいて、どうストップさせるのかというところを丁寧に見て行って、押さえられているところというのは、非常にうまくいっている。しかし白書からは例えば実父による虐待も問題であることが見える。実母に対して、例えば産前からの対応というのは、すばらしくケアがされているけれども、実父に対しては、まだ不十分なのではないか。

さらに、起きてしまった後で、どこが誰をどうケアして、再発防止に努めるのか。どこがというのは、いろんな機関があります。誰をとというのは、母親であり、父親であり、子供であります。どうやってというところは、児相なのか、学校なのか。それぞれのところで、今うまくいっているところと、いっていないところを丁寧に洗い出すことによって、もうちょっと具体的な対策が進んでいくと思いました。

福田構成員

今、お話にもありましたが、これだけの省庁の皆様、そして、専門家の方々が関わっているのに、なぜ良くなっていかないのかというお話を、何名かの構成員の先生もされていましたがけれども、あるいは少しずつ良くなっているのだろうとは思いますが、いろいろなことを行う中で、数が何人増えたとか、対象の機関が幾つ増えたというお話はたくさんいただくのですが、その結果として、どこを目指していくのかというところは、共通認識を持ったほうがいいと感じたのが1つです。いわゆるKPIといいますか、何が良くなったときに、良くなっているとするのかというところは、難しい問題だとは思いますが、工夫をしながら、それぞれの数の増加だけではなくて、どういった状態になったところ、定量的・定性的なものがあると思いますが、それを模索するのも1つだと思いました。

もう一つは、企業としての関わりです。今日のお話の中でも、幾つか企業が出てきたのですが、一体どういうことができるのかと考えたときに、企業といっても、社会の中で分野も違うし、大小も違うし、仕事のやり方も様々ですので、一律に言うことはできないとは思いますが、大きく3つぐらい、関わり方があったと思いましたが。解はないのですが、今後、議論をさせていただければと思うのですが、1つは、記載されているのは、雇用だと思うのですが、雇用した、就職したで終わりではないと思います。1つ思いましたのは、そこからどうやって続けて、本人もやりがいを持って、会社のほうも、来ていただいて良かったとしていくか、ここが大事だと思いました。

例えば雇用といっても、福祉的な雇用は続いていかないと思います。そういうことで入っても、職場でいろんな問題が起こっていったときに、もう懲り懲りだみたいになっていくと、良くないということなので、福祉的な雇用ではなくて、持続・継続するような、職場でお互いにWin-Winになるようなところに持っていくように、相談体制なり、相談先を明確にするなり、そういったことも、協力体制を持ちながらやっていかないと、

うまくいかないと感じました。

2点目は、今日皆さんのお話を聞いていて、はっとしたのですが、虐待をする人がいなくなったら、虐待はなくなると思うのですが、親というのは、従業員であることも結構多いだろうということで、従業員が保護者でもありというときに、職場ではそういったことを言いにくい中で、例えば大きな会社になりますと、本人の悩みとか、そういったことは、産業医であったり、あるいは外部の相談窓口を持っていたりということがあるのですが、場合によっては、健康保険組合とか、そういった機関もあると思うのですが、そういうものも含めて、企業そのものも含めて、研修みたいなものは、今、働き方ということでは、たくさんやっているのです。ですので、例えばそういった中で、お子さんの問題に対して、こんな悩みがあるときには、ここに言っていったらいいとか、そういったことを研修に入れてくださいということを、どこかの省庁さんだと思えますけれども、企業にも要請していただいて、実施していければ、真面目に取り組むと思いますので、そういったことも1つの手だと思いました。

3つ目は、企業支援ということで、いろんな活動をしていますので、体験学習などは、たくさんのプログラムをいろんな企業が持っていたりしますので、そういったところも御利用いただいて、活用して、一緒に取り組んで行ければいいと感じました。

古賀座長

ほかにも御意見はありますか。

もしよろしければ、ここで終了とさせていただきたいと思います。

今、お話がありましたように、担い手を横に広げる、ファシリテーターも含めて、様々な人たちを担い手として広げていく、横への拡大、一方で、能力の高い専門家を育成していく、縦を深める研修、この両方の側面が必要だと思いました。

大変長時間にわたって、お疲れさまでした。

それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

谷口調査官

次回の会合でございますが、現在、日程を調整させていただいているところでございます。

議題につきましては、創造的な未来を切り開く子供・若者の応援ということになります。

本日の議事要旨につきましては、案が作成でき次第、皆様に送付させていただきますので、御確認をいただきますよう、よろしく申し上げます。

以上でございます。

古賀座長

それでは、第7回目の会議は、これにて終了とさせていただきます。長い時間、どうもありがとうございました。